

■平成 27 年度 第 1 回新潟市社会福祉審議会

日時： 平成28年 3月28日（月）午後 1：30～

会場： 白山会館 2階 太平明浄の間

（司会）

それでは定刻になりましたので、27 年度第 1 回目になります新潟市社会福祉審議会を開催させていただきたいと思えます。司会の福祉総務課、吉田です。よろしくお願ひいたします。また本日はご多忙の中、お集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。今日、出席予定は 25 名で、まだお 2 人ほど委員の方が来られていないようですけど、後ほど来られるのではないかと考えております。

始めに配付資料の確認をさせていただきたいと思えます。机上にお配りしたものの、それから事前に郵送させていただいたものがあるかと思えます。机の上には次第と委員名簿、それから裏面が座席表になっているかと思えます。それから別紙で、「意見について」ございましたら、後日事務局に提出していただければと思っております。

次に郵送させていただいた資料についてです。資料の 1、当初予算の事業説明書。それから資料 2-1、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の概要。資料 2-2 が条例の本文をお付けしております。資料 2-3 が施行に向けた準備の状況について。資料 2-4、こちらが対応指針で、少し厚めのものになっています。資料 2-5、こちらが新潟市職員の対応要領です。それから別添で 2 枚のチラシと概要のパンフレットをお付けしております。それから最後になりますが、資料 3、グループホームの設置基準の緩和についてお付けしております。お配りした資料に不足等ございませんでしょうか。

本日の委員 32 人の委員のうち、今お 1 人来られましたので、24 名の委員の皆さまにご出席いただいております。条例の規定にございます過半数を超えておりますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。それから会議録作成のために、録音させていただきますので、よろしくお願ひいたします。それではこれより丸田委員長を議長としまして議事を進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

（丸田秋男委員長）

では委員の皆さま、どうぞよろしくお願ひいたします。なお佐藤部長さんのご挨拶につきましては、議事が終わった後、お願ひをする予定になっておりますので、冒頭のご挨拶はありませんが、ご了承いただきたいと思えます。では次第に従いまして、議事を進めてまいります。はじめに報告の 1、平成 28 年度福祉部の主要事業についてです。内容については事務局から説明をしていただきます。なおご質問は各課の説明が全て終わってから、委員の方々からご質問を受けたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それではまず福祉総務課長さん、お願ひいたします。

(福祉総務課長)

福祉総務課長の外山です。どうぞよろしくお願ひいたします。はじめに私から福祉部全体の予算も含めてご説明させていただきます。お配りしてある資料1、平成28年度当初予算事業説明書をご覧ください。1ページの歳入についてです。福祉部の一般会計は上の行になりますが、604億9,527万9,000円。前年度比では53億1,429万4,000円の増となっております。また国民健康保険事業会計などの特別会計を含めた合計では、一番下の行になりますが、2,340億6,024万6,000円と、前年度に比べまして67億6,318万6,000円の増となっております。

次に右側2ページをご覧ください。歳出になります。一般会計で1,152億7,734万6,000円前年度と比べまして、64億3,469万3,000円の増となっております。また特別会計を加えた総額では、一番下になりますが、2,818億2,634万4,000円と前年度と比較して、78億6,997万1,000円の増となっております。ここには記載されておきませんが、市全体の一般会計予算は3,593億円ということで、福祉部が占める予算割合としては、歳入で約17パーセント、歳出では約31パーセントの割合となっております。

続いて、審議会の所管する平成28年度の福祉関連事業について説明をさせていただきます。資料には保険年金課の事業も含まれておきますが、その部分については省略させていただきます。私からは福祉総務課所管分について、説明いたします。1ページの歳入です。福祉総務課の行になりますが、歳入予算173億1,715万4,000円。前年度と比べまして、29億6,120万5,000円の増となります。2ページ右側になりますが、同じく福祉総務課の行、歳出230億6,263万5,000円。前年度と比べまして、31億4,149万1,000円の増となっております。増の主な要因としましては、歳入・歳出とも臨時福祉給付金の事業費と生活保護補助金が増になったというものです。

続きまして福祉総務課所管の主要事業について説明いたします。3ページをご覧ください。変更のない事業については説明を省略させていただきます。上から2番目、「臨時福祉給付金給付事業」についてです。大きく分けると新たに実施する「年金生活者等支援臨時福祉給付金」と3年目となる「平成28年度臨時福祉給付金」がございます。はじめに年金生活者等臨時福祉給付金については、①として、28年度中に65歳以上となる方を対象としました低所得の高齢者向けの給付金。②として障害基礎年金、遺族基礎年金を適用している方を対象とした低所得者の障害・遺族年金受給者向け給付金があります。支給額は1人3万円となっております。①の高齢者向け給付金は6月の給付開始を目指して事業を進めているところでございます。②の障害・遺族年金受給者向け給付金は、8月の申請受付、10月の給付開始を予定としておきます。

次の平成28年度臨時福祉給付金は、26、27年度に引き続き実施するもので、28年度の支給額は1人当たり3,000円となっております。対象となる方は27年度と同様、市民税非課税の方などで、8月の申請受付、10月の給付開始を予定しておきます。

次に4ページをご覧ください。上から2番目の民生委員一斉改選費です。平成28年度

は3年に一度の全国一斉改選の年に当たりますので、新潟市としても全市一斉改選に取り組むもので、事務費を計上しております。

次に5ページをご覧ください。下の方の生活扶助費になりますが、福祉総務課の予算の大部分を占めております生活保護扶助費になりますが28年度は月平均で8,900世帯、1万1,940人の生活保護を見込んだ予算となっております。以上、福祉総務課の予算の概要になります。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。では続いて、こども未来課からご説明をお願いします。

(こども未来課長)

こども未来課、小沢でございます。続きまして、私の方からこども未来課の主な事業について説明させていただきます。同じ資料の1ページにお戻りください。歳入・歳出の予算の総括になります。はじめに歳入の一般会計、2段目が当課分でございます。予算総額は約125億円。前年度と比較いたしまして、約2億3,000万、1.8パーセントの減となっております。次に隣の2ページ、歳出の一般会計、同じく2段目が当課分でございます。予算総額は約200億円。歳出も前年度と比較いたしまして、約2億5,000万円、1.2パーセントの減となっております。歳入及び歳出の主な増減理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の職員の配置や待遇改善を行なうため、放課後児童クラブの管理運営費において増額となっております。また昨年9月から対象を拡大しましたこども医療費助成が半年間の予算から、通年ベース、1年ベースでの予算となるため増額となっておりますが、このほか単発的な予算でございます、子育て世帯臨時特定給付金。これにつきましては、福祉の方と比べまして、子育ての方は本年度限りで打ち止めということで、これが減となっております。それから児童養護施設「新潟天使園」の整備完了に伴う児童福祉施設等の整備事業補助金。これも減となったことから、総額では減額となっております。

次に主な事業を中心に説明をさせていただきます。資料1の6ページをご覧ください。はじめに6ページ、一番上の活動や交流の場の整備の2つ目。「子どもと子育てにやさしい公共施設づくり事業」についてです。この事業は今年度の新規事業として、小学生以下の子どもや、子育て世帯が多く利用する児童館や保健福祉センター、区役所、出張所などの公共施設において、いわゆる「赤ちゃんの駅」というのを聞いたことがありますでしょうか。これに類似した事業としまして、おむつ替えスペースや授乳スペース、子ども用便座などを整備するとともに、ステッカーなど統一的な施設への表示やホームページ、子育て応援アプリなどにより、市民の皆さまに分かりやすくご案内するなど、施設において、子どもと子育てにやさしい利用環境づくりを進めていくものであり、同設備を整備している民間施設についてもご登録いただけるよう求めていきたいと考えております。

次に中ほど「児童虐待防止への取組」、2つ目の「養育支援訪問事業」についてです。

この事業も新年度からの新規事業であり、児童虐待を未然に防ぐ取組としても位置付けておりまして、保健所で実施しております「乳児家庭全戸訪問事業」、「こんにちはあかちゃん訪問事業」といいますが、これらの機会をはじめ、児童養護施設等を退所した後などにおいて、訪問による養育支援が特に必要な家庭を対象に、子育てOBやヘルパーなどを派遣し、相談や育児、日常的な家事援助をモデル実施するものです。

次に7ページ一番上の「子育て家庭への支援」についてです。1つ目の「初めての子育て支援事業」についてですが、この事業は親子の絆プログラムとして、これまで市内8区中5つの区によって特色ある区づくり予算を活用して取り組まれてきた事業でございます。これを新たに全区展開します。この絆づくりプログラムは、核家族化が進み、孤立して育児をしている親が増えておりまして、また出産女性の約1割以上の方が産後うつになるといわれていることなどから、第一子出産後の母子を対象に、親子の愛着形成や親同士の仲間づくりを支援し、親の孤立解消や、子育てに対する不安軽減を図ることを目的に実施しているものでございます。

次に8ページ、一番上の安心してすごせるこどもの居場所、1つ目の「放課後児童健全育成事業」についてです。この事業は放課後児童クラブの運営にかかる経費でございまして、この度事業の拡充を図っています。本年1月末時点での新年度の児童の入会申し込み状況から、予測通りの児童数の増加が見込まれていることから、支援員の人材確保や労働意欲の向上を図るため、各事業者が雇用・労働条件の適切な配慮ができるよう、運営費の増額を図っております。また引き続き地域コミュニティ協議会から、放課後児童クラブの運営や活動に関わっていただき、地域で子育てを支援する環境づくりを推進してまいります。地域主体運営モデル事業はモデル事業運営として、放課後児童クラブの運営全般を行っている三コミ協に引き続き委託してまいります。地域連携モデル事業はコミュニティ協議会が放課後児童クラブの活動の一部をお手伝いいただいたときに、補助金を交付するものでございます。

さらにその下、放課後児童クラブの施設整備として、狭あい化施設の解消を図るため、公設クラブでは8カ所において施設を整備するほか、新たに民設クラブの施設環境の向上を図るため、民設放課後児童クラブ整備費補助金を新たに創設いたします。以上これらの主な事業に加え、引き続き資料に掲載の各種事業に取り組み、「子ども・家庭・地域に笑顔が増えるまち、にいがた」を目指してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。では続きまして、保育課から説明をお願いします。

(保育課長)

保育課の鈴木でございます。よろしくお願いたします。それでは保育課の方の費用に

ついて説明させていただきます。資料の1ページにお戻りください。当初予算総括表の歳入の欄があります。当課の歳入総額は146億7,547万円で、前年度と比べ5.1パーセント増となっています。これは主に子ども・子育て支援新制度に伴う国負担金や、県負担金の増によるものです。次に隣のページ、歳出になりますが、予算総額は235億5,008万6,000円。前年度と比較しますと、4.7パーセントの増となっています。主な理由としては、入園児童数の増加に伴う私立保育園や認定こども園などへの委託料及び給付費の増加や、延長保育などの保育サービスの充実に伴う増額などによるものでございます。

次に主な事業についてです。9ページをご覧ください。一番上、「保育事業の充実」についてです。はじめに平成28年度の施設の設置状況について申し上げますと、保育園は私立保育園が新たに3園開設して124園、公立が87園で合計211園となります。認定こども園は1園を開設するほか、既設の保育園及び幼稚園からの6園が移行し、23園となります。地域型保育事業においては、小規模保育事業は3施設が事業を開始し、6施設での実施となるほか、新たに従業員のお子さんのほかに地域のお子さんをお預かりする事業所内保育事業を4施設で実施します。

また乳児保育や延長保育の拡大を図るとともに、一時預かりや休日保育を実施し、多様な保育ニーズに対応してまいります。また食物アレルギー対策や保育士の研修の拡充など、保育の質の向上を図ります。

次に「保育料の軽減」についてです。国の基準に比べて、約28億4,000万円。率にして31.6パーセントを市独自に負担することで、保護者への負担軽減に努めます。

次に「地域子育て支援センター事業」ですが、これは親子で自由に交流できる場を提供して、保護者同士の仲間づくりの促進や、子育て相談に応じることで、子育てに対する不安や孤独感の解消を図るために設置を進めているものです。今年度は昨年度と同じく44カ所で実施いたします。

次の「病児デイサービス事業」については、病気や病気回復期にお子さんを医療機関に併設された施設でお預かりするもので、平成27年12月に、西区で新たに1カ所開設し、9カ所で実施しています。

次に「認可外保育施設補助事業」ですが、認可外保育施設や事業内保育施設21施設に対し、運営費の補助を行なうものです。また次の保育園等の施設整備は、私立保育園や認定こども園5園の施設整備に対して助成を行い、保育環境の整備を図るものです。

次に10ページ。私立幼稚園関連の事業になりますが、新制度に移行していない幼稚園の費用の保護者負担の軽減や、私立幼稚園の児童の健康管理、職員研修などにかかる経費への助成を行うものです。保育課の説明は以上となります。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。では続きまして、障がい福祉課から説明をお願いいたします。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課の小野です。それでは障がい福祉課の説明をさせていただきます。資料1ページ、当課の歳入は、105億3,593万8,000円で、対前年度比で約6億3,000万円。率にして6.4パーセントの増となっております。そして2ページ、歳出予算は184億6,425万1,000円で、対前年比で約7億9,000万円。率にして4.5パーセントの増となっております。これは主にヘルパー派遣、グループホーム、通所施設利用などの介護給付等の事業。それから就労支援事業の増などによるもので、歳入もそれに伴う国での負担金の増によるものです。

それでは主要事業について、ご説明いたします。資料の11ページをご覧ください。主なものを説明いたします。一番上、「共に生きるまちづくり条例関連事業」としまして、28年度は、障がい特性に関するパンフレットの作成・配布と、障がいを理由とした差別解消に向けた協議・提案を行う条例推進会議。それから紛争解決機関であります調整委員会を開催いたします。

次に同じページ、上から3つ目の「強度行動障がい者（児）支援職員育成事業」は今年度から実施しており、28年度においても引き続き実施するものですが、事業の内容としましては、県主催の座学による強度行動障害支援者養成研修の受講者に対し、受講料やテキスト代を助成するほか、現場で適切な支援ができる職員の育成を目的に、市独自で実地研修を開催し、研修の委託及び受講者を派遣する事業所に対して補助を行うものです。なお今年度は県主催の座学研修は82名、市主催の実地研修は26名が修了の見込みです。

次に同じページの一番下、「日常生活用具給付費」です。日常生活用具給付費では新たに、「視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ」を給付品目に追加します。これは視覚障がい者が容易に使用できるよう配慮された、地上デジタル放送に対応したラジオで、日常生活情報を保障するとともに障がい者の社会参加を促進するものです。

次に資料の12ページ、真ん中になりますが、「障がい者基幹相談支援センター事業」です。センターの事業内容としては、これまで一般相談や地域の相談支援対策強化などに取り組んでおりましたが、28年度からは4月1日より施行する「共に生きるまちづくり条例」の障がい等を理由とする差別相談の窓口として、新たな業務を加え、今4カ所ございますが、4カ所で合計2名の相談員を増員いたします。

次に資料の13ページ、上から2つ目、「障がい者就業能力向上支援事業」のうち、農業を活用した障がい者雇用促進事業ですが、この事業については、労働力不足の農家と就労を希望する障がい者をつなぐコーディネーター2名の配置と、福祉施設に農作業を委託する農家への助成制度により、障がいのある人の雇用促進を図るもので、これも今年度からの引き続きの事業となります。今年度の成果としては、施設に通う障がい者が施設外就労という形で3人1組で農家に出向いて働くという組み合わせが27組できております。直接の一般雇用にはまだつながっておりませんが、農家の障がい者に対する理解は進んでおり、雇用したいというお話も何件かいただいておりますので、今後一般雇用につながって

いくものと期待しております。

最後になりますが、同じページの一番下、「社会福祉施設等整備事業」です。この事業につきましては、国の経済対策に対応し、28年度以降予定しておりました整備について、この2月に27年度補正でグループホーム46人分と児童発達支援10人分の整備を予算化いたしました。これらはすべて繰り越し、28年度に執行いたします。また28年度当初では、地域生活拠点として、グループホーム20人分と短期入所10人分の整備を予定しております。

なお、27年度補正分につきましては、国の内示前に広く予算化したため、その後内示がなかったものもありますが、それらのものにつきましても、28年度当初として改めて国に協議し、できるだけ全てが実施できるよう努めていきます。説明は以上です。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。続きまして、高齢者支援課から説明をお願いいたします。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課、今井でございます。それでは高齢者支援課の主要事業についてご説明いたします。資料1の1ページをご覧ください。一般会計の高齢者支援課の歳入は9億4,200万8,000円。前年度に比べまして3億8,185万4,000円、率にして68.2パーセントの増となっています。また歳出は2ページになりますが、33億5,588万9,000円。前年度と比較して、2億3,277万5,000円、率にして7.5パーセントの増となっています。増加額の主な理由には、小規模特別養護老人ホームやグループホームなどの建設事業にかかるものです。

次に介護保険事業会計の当課所管分です。1ページの歳入合計は1億3,992万3,000円。前年度と比較して2,139万1,000円、率にして18パーセント増となっています。また歳出は1億7,584万4,000円で、前年度と比較して1,698万7,000円、率にして10.7パーセント増となっています。増加額の主な要因は成年後見制度利用支援事業の増によるものです。主要事業につきましては、一般会計分が14ページから16ページまで、介護保険事業会計分は20ページになります。

それでは一般会計から説明させていただきます。14ページをお開きください。はじめに高齢者の生きがいづくりの推進の上から4つ目、「幸齢生きがいサポート事業」は、高齢者の外出支援、社会参加の促進などを図るため、民間事業者が高齢者に対する優待実施を働きかけ、事業者による優待実施を推進するとともに、特設ホームページにおいて、優待を実施する事業者やサークル、団体情報等を発信していくものです。

次に地域における相談支援体制の充実です。高齢者虐待防止事業は、相談員の配置や緊急保護施設の確保、また養護・介護施設での虐待件数の増加に対応するため、施設管理者向けの研修を行ってまいります。

次は 15 ページ下段に記載しております介護サービス基盤の充実になります。28 年度は第 6 期介護保険事業計画 2 年目となり、地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き地域密着型サービスを進めるため、小規模な施設によるきめ細かな整備を推進していきます。小規模特別養護老人ホームは、中央区関屋・白新圏域、宮浦・東新潟圏域、秋葉区新津第一・第二圏域に各 1 カ所。次のグループホームは中央区関屋・白新圏域、宮浦・東新潟圏域、そして秋葉区新津第一・第二圏域に 1 カ所。次のページの小規模多機能型居宅介護拠点は、中央区関屋・白新圏域、宮浦・東新潟圏域、そして江南区大江山・横越圏域、秋葉区新津第一・第二圏域、西区内野・赤塚・中野小屋圏域に各 1 カ所を予定しております。

次に介護保険事業会計分についてです。20 ページをお開きください。介護保険制度の円滑な運営についてです。「介護専門職人材確保支援事業」は、介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金を通じて、介護従事者の確保や介護サービスの質の向上を図っていきます。次に中段の自立した生活への支援についてです。成年後見制度利用支援事業は、認知症高齢者や助成を受けなければ制度の利用が困難と認められる方を対象に、申し立てにかかる費用や、後見人への報酬を助成します。近年利用者は増加しており、引き続き、高齢者の権利擁護と、高齢者の法的地位の安定に取り組んでいきます。

最後に、配食サービス事業につきましては、食事を作ることが困難な単身高齢世帯などを対象に配食サービスを行なうことにより、栄養改善を図り、定期的な安否確認を行ってまいります。以上になります。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。続きまして、地域包括ケア推進課から説明をお願いいたします。

(地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課、佐久間でございます。当課の主要事業について、説明いたします。資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。当初予算総括表歳入の一般会計の地域包括ケア推進課分ですが、2 万 5,000 円。これは研修参加者の自己負担分で、前年度と同額です。また 2 ページの歳出合計は 3 億 1,176 万円余で、前年度比、3,553 万円余。12.9 パーセントの増となっており、これは介護保険事業会計への繰出金の増によるものです。

次に介護保険事業会計の当課所管分ですが、歳入合計は 9 億 62 万円で、前年度比約 1 億 898 万円、13.8 パーセントの増となっております。歳出合計は 11 億 4,751 万円余、前年度比、1 億 3,801 万円余りで、13.7 パーセントの増となっております。増加の主な理由は、介護保険制度改正に伴い、創出された生活支援体制整備事業、いわゆる協議体の設置、生活支援コーディネーターの配置など、地域支援事業費の増加によるものです。

主要事業につきましては、一般会計分が資料の 16 ページ、介護保険事業会計分は 21 ページと 22 ページに記載されています。はじめに 16 ページの一般会計分からご説明させて

いただきたいと思います。地域包括ケア推進課分の1項目、「介護保険新制度移行整備事業」です。介護保険の改正により、新しい介護予防、日常生活支援総合事業。いわゆる新しい総合事業が導入され、本市においては平成29年度から移行することとしております。この移行により、要支援者に対するヘルパー派遣とデイサービスの事業が地域支援事業に移管され、介護予防事業の見直しと併せて、市町村独自の基準により運営されることとなります。移行にあたっては、現在の指定事業者による現行相当のサービス体系も残りますが、地域の支え合いのしくみづくりを進めながら、多様な主体による、多様なサービスを充実することが求められております。28年度は現時点で想定している仮基準により、資料記載のサービスAやサービスB、及び一般介護予防といった新たな枠組みにおけるモデル事業を施行し、本格実施に備えた検証を行なうこととしています。またこの新しい総合事業の市民周知を図るため、パンフレットの作成と、新聞折り込み等による配布を予定しております。

次にその下、「地域包括ケア推進モデルハウス事業」です。地域包括ケア推進モデルハウスは、一昨年10月に東区紫竹に河田圭子氏と市の協働により開設したもので、週2回の常設型地域の茶の間の開催を中心に、支え合いのしくみづくりに寄与する活動を展開しております。この事業を全市に広げるため、他の7区にもモデルハウスを設置しようというものです。

次に介護保険事業会計21ページをご覧ください。下から2段目、「生活支援体制整備事業」は、新しい総合事業のうち、住民主体の活動による生活支援や介護予防の取組みを広げるため、地域の現状把握や課題の抽出、地域団体のネットワーク構築といった役割を担う協議体の設置、生活支援コーディネーターの配置を行なうものです。この事業については、平成27年度に全市レベルでの勉強会から着手し、各区での住民会などを経て、現在区レベルでの協議体が立ち上がっております。来年度は各日常生活圏域での協議体の設置、コーディネーターの配置を進めます。

次の「認知症初期集中支援推進事業」は、国の認知症施策における総合戦略、いわゆる新オレンジプランに盛り込まれた事業で、専門職で構成されたチームが、認知症の疑いのある方やその家族を訪問し、初期の支援を集中的に行うことで、早期診断、早期対応につなげ、住み慣れた地域の暮らしを支えるサポートを行うものです。今年1月からモデル事業として2チームの活動が始まっており、この進捗を見ながら、検証を行ってまいります。

次に22ページをご覧ください。一番上の「認知症地域支援・ケア向上事業」は、認知症地域支援推進委員の配置や関係機関による認知症対策、地域連携推進会議を開催するとともに、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れなどを掲載したガイドブックの作成を行います。認知症に特化したガイドブックにつきましては、今年度取り組みを開始し、来月第1版が発行される予定です。一番下の「介護支援ボランティア事業」は、高齢者が介護保険施設などでのボランティア活動を通じて、地域貢献や社会参加に取り組むことで、ご本人の介護予防につなげることを目的とした「新潟市元気力アップ

サポーター制度」を実施するものでございます。地域包括ケア推進課の説明は以上です。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。それでは説明の最後になります。介護保険課から説明をお願いいたします。

(介護保険課長)

介護保険課でございます。よろしくお願ひいたします。介護保険課所管の主な事業について、説明させていただきます。事業説明書の1ページをご覧いただきたいと思います。はじめに一般会計について歳入からご説明いたします。上から7番目が当課分です。金額は1億168万9,000円で、前年度と比較して129万1,000円の増となっております。これは低所得者の保険料軽減分として、国と県の負担金受け入れに伴うものです。

次に隣の2ページをご覧ください。歳出の上から7番目が当課分です。金額は105億275万6,000円で、前年度と比較して、3億4,738万3,000円の増、率にして3.4パーセントの増となっております。主な理由は介護保険事業会計への繰出金の増によるものです。

続きまして、介護保険事業会計についてご説明いたします。1ページにお戻りください。中ほど、介護保険事業会計の3番目が当課分でございます。金額は735億9,007万9,000円で、前年度と比較して23億5,014万4,000円の増、率にして3.3パーセントの増となっております。

次に2ページをご覧ください。中ほどの介護事業会計の当課分は732億9,129万5,000円で、前年度と比較して23億1,190万9,000円の増、率にして3.3パーセントの増となっております。歳入、歳出ともに主な理由は、介護保険給付費の増によるものです。

それでは主な事業について説明させていただきますので、17ページをご覧ください。一般会計からとなります。はじめに「介護保険サービス利用料助成事業」についてですが、低所得など、一定の要件に当てはまる方について、介護保険サービスの利用に伴う自己負担軽減のため、利用料の助成を引き続き実施していくものです。

次に「地域包括ケアシステム推進支援事業」につきましては、地域において、医療と介護の連携を図る上で重要な担い手となる開設2年以内の小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業者に対し、経営の安定化を図るため、介護報酬の加算制度を補完し、市独自の支援を行っている事業です。

続きまして介護保険事業会計の主な事業について説明させていただきます。23ページをご覧ください。はじめに「介護保険給付費」につきましては、介護サービスを利用するためにかかる費用の9割を保険から給付するもので、第6期介護保険事業計画に基づき、約718億円を計上しております。

次に「介護相談員派遣事業」についてです。特別養護老人ホームなど、介護サービスを提供する場に相談員を派遣し、利用者の入院や不安の解消など、必要に応じて事業者に改

善を求めるなど、サービスの質の向上を目指し、現在 25 人の相談員派遣体制を取っております。28 年度中に増員を予定しております。

「介護給付費適正化事業」についてです。介護給付費通知書の送付や新潟県国民健康保険連合会へ介護給付適正化業務を委託するほか、適切なサービス提供が行われるよう、ケアプラン点検を実施することにより、介護費用の適正化を図るものです。以上で介護保険課の主要事業につきまして、説明を終わります。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対して、委員の皆さまからは質問、ご意見をいただきます。全体を通して質問あるいは意見がありましたら、遠慮なくお願いいたします。いかがでしょうか。

(伊藤健太郎委員)

児童福祉分科会に属しております市議会議員の伊藤でございます。よろしくお願いたします。市役所の組織的な課題だととらえているのですが、児童福祉は、特に最近、子ども、子育て支援ということで、妊娠から出産、育児まで、切れ目のない支援をしようという中で、この審議会は母子保健法に関する事項も所管していると認識しております。今回新たに始まるワンストップサービス、子ども子育て支援のワンストップサービスの子ども子育てほっとステーション、仮称でございますが、これは保健衛生部が所管していると認識しております。このあたりも予算ですとか、事業の概要をこの中に盛り込むべきだと考えます。事務局のご所見も、難しいと思うのですが、お聞かせいただきたいと思っております。

(丸田秋男委員長)

分かりました。事務局、対応できますか。予算、あるいは事業に関する資料の要望に関してはご検討いただきたいと思います。今日の段階でホットステーションに関する若干の情報提供をこども未来課からいただくことは可能でしょうか。8 区においてほっとステーションを整え、子育てに関する切れ目のないワンストップサービスを提供するという、市の施策であります。今、伊藤先生からご質問ありましたので、もし情報提供をいただけるようであればお願いいたします。

(こども未来課長)

こども未来課でございます。所管でないのですが、詳しいところまでご説明することはできませんけれども、今ほど伊藤委員の方からありましたとおり、切れ目のない支援ということで、母子部門についても、特に今年の特徴としては、母子部門の方に予算を重点的に盛っております。それは先ほどお話あったとおり、保健制度の方で予算が措置されてお

ります。今ほど委員長の方からもお話がありました子育てほっとステーションは、妊娠・出産包括支援事業ということで、今年度予算、大体 700 万弱でございます。これにつきましては、全区に仮称「子育てほっとステーション」、子育て世帯包括支援センターというものを開設することでございます。そもそも、子育て世帯の包括支援センター機能的なものは、前々から区役所の中にごございましたので、これをさらに強化してやっていこうということで、東区、中央区、西区については、妊娠・出産の相談等に対応できるようマタニティナビゲーターというものを配置してまいります。それから「子育てほっとステーション」では、全妊婦に妊娠期の支援プランを作成して、産前産後の継続支援を実施していくこととしております。さらに多世代の居場所等に子どもの居場所ですとか、あるいは多世代交流の居場所に保健師を派遣しまして、育児相談なども実施していくこととしております。簡単でございますけれども、以上でございます。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。伊藤委員、よろしいでしょうか。

(伊藤健太郎委員)

政令市 20 市あるのですが、子ども育成部であるとか子ども青年局であるとか、児童福祉法と母子保健法にまたがる組織がないのは、実は 20 市の中で新潟市と熊本市だけでございます。組織的な課題もあるということで質問させていただきました。ありがとうございました。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。では林委員、お願いいたします。

(林豊彦委員)

ありがとうございます。これも少し課をまたいだ話なのですがけれども、私、新潟市障がい者 IT サポートセンター長を 8 年間やってまいりました。それで本当に気が付くのは、障がい者の母親のケアが非常に弱いのではないかと。簡単に言えば、障がい児を持ったお母さん方は、精神的に病んでいる方が非常に多くて、これは母親の孤立解消のこども未来課のはじめての子育て支援とか、そういうものに関係してくると思いますので、ぜひこども未来課と障がい福祉課が一緒になって、障がい児を持ったお母さん方は、完全に 100 パーセント把握できるはずですので、ぜひ心のケアを。特に日本の場合、母親に対する負担が著しく大きいので、特に重度の肢体不自由、重度の知的障害を持ったお母さん方は深刻です。例えば学校に行ったときに、後で話がありますような、差別解消法が施行されて、特別支援学級や、差別解消ということは、みんなで話し合っ、一番いい環境をつくらなければいけないです。そのときに冷静に先生方と話し合っ、その子どもさんたちにいち

ばんいい教育環境をつくる責任がある、一番大事な保護者が精神的に病んでいますと、学校とトラブルになるケースが非常に多いです。特に日本の場合は中学校のケアが非常に貧弱でして、小学校や特別支援学校はかなり浸透しているのですけれども、中学校に行ったときに母親とトラブルになるケースが、ここ数カ月で何回も起きていますので、ぜひこども未来課と障がい福祉課が、そんなに予算はいっぱいいらないと思いますので、障がい児を持った母親、保護者の心のケア、それによって差別解消が円滑に動くようなインフラをぜひつくっていただきたいというのがお願いです。以上です。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。大変重要なところをご指摘いただきました。これはどうしましょうか。障がい福祉課長、コメントございますか。障がい児とその家族に対する支援についての、行政計画の必要性なども、きっと国のレベルで話題になっていると思いますので、併せてよろしくお願いたします。

(障がい福祉課長)

今、重要なお指摘をいただいたと思っておりますので、これからこども未来課と相談しながら、何をやっていくか検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(小林十三子委員)

すみません。小林です。単純な質問で申し訳ありませんが、11 ページの障がい者の在宅生活支援事業の中の一番下のところですが、視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ、これが追加品目で給付されるということが、今回新規というふうにさっき聞かせていただいたと思うのですが、どのような形で皆さんに周知とか、希望を取るとか、ということをお教えいただきたいと思っております。

(丸田秋男委員長)

分かりました。では障がい福祉課長、お願いたします。

(障がい福祉課長)

これにつきましては昨日の市報にいがたに掲載したのと、それから団体を通じて品目が追加されましたというご案内を申し上げます。

(丸田秋男委員長)

よろしいですか。

(小林十三子委員)

分かりました。ありがとうございます。

(丸田秋男委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(林豊彦委員)

自分の話ばかりで申し訳ないですけど、ITサポートセンター長を8年やってきまして、実は3期計画で今第3期に入っております。第3期の目的は、ITサポート機能が、私がスタートした理由が、日本の医療とか社会、福祉の中にIT機器をうまく使ったコミュニケーションとかQOL向上という機能がないという危機感を感じまして、これは諸外国では日本だけです。かつては国が県に予算を下していたのですが、それももうなくなっております。今全国で動いているセンターは非常に少ないので、最初は、最初の年は半年間で支援件数が83件でした。今年度は月平均の支援件数が83件です。年間1,000件に近づいております。今935万円の予算で、常勤の支援員1人、非常勤の事務員1人、非常勤のOT1人という3人体制でやっております。年間1,000件ということは、それからさらにその中には研修、先生方、学校や福祉施設より研修、それから講演、講座が大体年間50件含まれております。週1回よりも多い状態です。私が当初目指したニーズの掘り起こしというのは、ほぼうまくいったのではないかと。

なぜ大学人である私が引き受けたかということ、やはり大学という、ある意味では地域の権威のある所が積極的に社会に関わって、掘り起こしをしようというのが、私の最初の意図でした。それが今、年間支援件数が1,000件に近づいているということは、そろそろ恒常的な施設としてやっていただきたい。

なぜかということ、支援員1人が、この7年間やっているのですけれども、3月31日にクビになるわけです。年度予算ですので、4月1日、雇用というのをずっと続けておりますし、この予算では給料を増やすこともできません。新潟市で非常に専門性の高い仕事ができるのは彼1人です。彼は学校、医療機関、福祉施設と非常にうまくコーディネートを取りながら、有効に予算を使って、年1,000件という支援を成し遂げてきました。まだ増え続けております。特に学校からのニーズが非常に多いです。これも先ほどの話ですけれども、障がい福祉課とは別個の委員会とのコーディネーションが今後重要です。

それから先ほど言いましたように、障害者差別解消法ができたにもかかわらず、中学校への浸透が極めて貧弱です。そのために一番大事な高校進学の間にある中学校あたりがうまくいっていませんので、ぜひこれをもう少し規模拡大していきたい。

それから第3期の目的の一つは機能の拡大なのですが、現在県の作業療法士会、県の言語聴覚士会と共同で講習会を開きまして、毎年、講座を開いております。毎年30人受けていただきまして、二十数人が受験して、合格率は90パーセント以上です。大体初期の地域のコメディカルとの協働によって、ITサポート機能をわれわれだけではなくて、病院や学校に配置していこうというところが、まだ完全ではありませんけれども、かなりうまく行ってきたのではないかと思います。そろそろこれを、市の恒常的な機能として、来年で3期の最後なので、次のステップに向けて、少し考えていただきたいというのが私のお願いです。以上です。長くなりました。申し訳ありません。

(丸田秋男委員長)

分かりました。先生、これは要望としていただければよろしいでしょうか。課長のコメントは必要でしょうか。

(林豊彦委員)

3期でちょうど10年近くになりますので、次をぜひ考えていただきたい。どういう形にするのではなくて、やはり必要な機能ということはもう明白になりましたので、その辺をどういう形でシステムの中に行くかというのは、行政上の問題とかさまざまなおそらく問題があると思いますので、ぜひ1年ぐらいをかけて検討していただきたいというのが私の要望です。ありがとうございました。

(丸田秋男委員長)

課長さん、コメントありますか。今後の発展性なり方向性について、今日の段階では要望ということで、預からせていただきます。ほかにいかがでしょうか。今日の質問、あるいは意見の時間、少し余裕を持っておりますので、どうぞ。

(石橋富美世委員)

新潟ボランティア連絡会の石橋です。国の社会福祉審議会、障がい者部会でも論議されていたとお聞きしていますけれども、障がい福祉サービスのあり方に関するものということで、後でお話されるか分かりませんが、障がい者の意思決定支援、意思疎通支援事業あるいは成年後見制度の利用のあり方、あるいは手話通訳等を行う者の派遣、その他の聴覚、言語機能、音声、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対する支援のあり方、あるいは精神障がいも含めて、うまく意思疎通ができない方たちの支援について、特にこの事業の中にありません。4月から実施される条例、意思疎通事業も含めて意思疎通が難しい人に対する支援に対して、スタートラインになりますので、ぜひ手厚くお願いします。

(丸田秋男委員長)

分かりました。これもでは要望ということでいただいております。よろしいでしょうか。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

(須田義宗委員)

須田と申します。よろしくお願いたします。16 ページのところ、地域包括ケア推進課さまのところのモデルハウス事業について、少し私の知識が足りないところがあれば、教えてください。

支え合いのしくみづくりということでモデルハウスを設置し、紫竹の方ですでに始められているのを、私も存じ上げております。700 万ほど予算化されていると思うのです。地域包括ケアを推進されていく中で、これはモデルですので、今後展開され、各地域でこれが動くよということかと思えます。この 700 万、690 万のうちどのくらいの費用が運営費に充てられるのか、1 回調べたのが記憶になくなってしまったので正確でないのですが、モデルで各地に広がっていったときに、いくらランニングコストで回ることを想定されているのかなど。少し極端な言い方ですけど、8 区つくったときにそれぞれに 700 万円かかるのだったら意味がないと言ったら、言葉が悪いですね。費用がただ積むだけです。もっと地域の方々は、頻繁に、歩ける近い所にたくさんほしいと言っているわけです。そうすると、モデル事業だけ、もちろん生活支援とか介護予防活動があるのですが、併せてコスト的な意味でのビジネスモデルみたいにモデル化されないと、これは広がらないのではないかと、疑問を持ちました。その辺少し考え方を教えてください。

(丸田秋男委員長)

これは佐久間課長さんから、回答というか、コメントをいただきます。

(地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課です。今ほど委員からご意見いただきましたように、確かにこちらが全て、例えば運営費を公的補助でやっていくということになると、新たなモデル的な展開というところにはつながりにくいというお考えは、私どももそのように考えているところでございます。

今回の、こちらの私どもの予算計上をしている経費としましては、家賃月 5 万程度、光熱水費、月約 1 万 5,000 円程度というふうに、ある程度上限設定を設けております。また立ち上げ費用ということで、初年度に限り費用計上している、敷金礼金といった部分のみでございまして、東区の紫竹で、参加料、利用料、また地域の企業の方々、個人の方々からの寄付などで運営費を賄っているというものを、すで実証していただいております。またこういった公的な費用負担によりかからない部分での運営も、このモデルハウスで実現していきたいと考えているところでございます。

ちなみに、今回展開をしていく新規分につきましては、1年間のコストとして、年間78万円程度で設置をしていきたいと思っております。

(丸田秋男委員長)

いかがでしょうか。

(須田義宗委員)

ありがとうございました。

(丸田秋男委員長)

ほかにあるかもしれませんが、この後条例に関する説明が、少し時間が必要でございますので、議事を進めさせていただいて、事務局からの説明に対するご意見等がある場合は、最後の方で少し時間を調整させていただきたいと思います。

では報告の2、「新潟市障がいのある人もない人もともに生きるまちづくり条例」について、障がい福祉課からご説明をお願いいたします。

(障がい福祉課長)

引き続き、障がい者の条例についてご説明させていただきます。資料番号は資料2-1から資料2-5。それから別添の1、別添の2になります。資料の説明の前に、昨年度この審議会で説明させていただいた後の動向などについて、少し説明させていただきたいと思います。まず平成25年4月に当事者の方、学識経験者、福祉関係者など20人の委員で構成します条例検討会を立ち上げ、検討を始め、途中市民を対象にした意見交換会を9回開催し、多くの市民の方から意見をいただき、その後も検討を重ね、新潟市独自の条例づくりについて、約2年間検討を進めてまいりました。昨年27年4月の第17回の検討会で、最終とりまとめがまとまり、5月8日に市長へ提出されました。その後パブリックコメントを実施し、内部の法制審査を受けて、昨年9月議会で成立、半年の準備期間を経て、施行日は差別解消法と同じ、この4月からとなります。なお、パブリックコメントにつきましては、委員の皆さまにもご案内させていただきましたが、昨年5月21日から6月19日までの30日間実施しまして、8人21件のご意見をいただきました。

21件の内訳としましては、条例の素案に対するご意見が17件、その他のご意見が4件となっております。素案に対するご意見としましては、分かりやすく、親しみやすいよう、「です・ます」調の条例とすべきというご意見や、市民の役割が規定されていますが、障がい者の役割に規定がないなどのご意見をいただいております。これにつきましては、条例は「です・ます」調としております。また障がい者の役割につきましては、障がい者も市民であることから、市民と障がい者の区別をせず、障がいのある方も市民として、市民の役割実施に努めていただきたいという旨を回答しております。またその他の意見とし

ましては、制定後も当事者から意見を聞く機会を設けてほしいという要望などのご意見でした。いただいたご意見と、そのご意見に対する市の考え方につきましては、ホームページで公開しております。

それではお配りしました資料2-1により、条例の概要についてご説明させていただきます。昨年度のこの会でご説明させていただいた部分と少し重なる部分がありますが、条例の確定版としてお聞きいただきたいと思います。

まず1、目的ですが、障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現を目的としております。2、基本理念ですが、目的の達成のため、障がいや障がいのある人に対する理解を深めること、それから話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念としております。検討会では市民の皆さまから寄せられた生きづらさや、差別と感じた事例をもとに丁寧に分析、検討を行うとともに、障がい特性について、当事者の委員の方から発表していただきました。そこから見えてきたものは、障がいのある人は社会の理解や認識の不足により、障がいを理由に不利な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために、日常生活のさまざまな場面で暮らしにくさを感じていることがある。また差別はそれとは気付かずに行われることも多く、さまざまな立場の市民がお互い理解を深めていくことが重要であること、そして丁寧な説明があれば差別と感ずることがなかったのではないかと思われる事例が多々ありました。これらのことから目的、基本理念を定めております。

次に3、市の責務、4、市民・事業者の役割では、それぞれの立場での責務、役割を規定しております。市民・事業者の役割につきましては、条例により強制的に行うものではなく、市民の方々の自発性に基つき行われるべきものという考えから、努力義務とし、役割としております。次に5、条例で禁止している事項ですが、市と事業者に不利益な取扱いと合理的配慮の不提供を禁止していきます。不利益な取扱いとは、次のページのところに点線の四角括弧にて具体例を挙げておりますが、正当な理由がないのに、障がいがあるという理由で、サービスなどの提供を拒否したり、制限したり、または障がいがない人には付けないような条件を付けることをいいます。合理的配慮の不提供とは、これも例示がありますが、障がいがある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合、または意思の表明がなくとも、配慮が必要なことを認識し得る場合に、過重な負担となる場合を除き、障がいのある人の意向を尊重して、求めに応じた何らかの調整や工夫を行わないことを、合理的配慮の不提供といえます。

1ページに戻りまして、今ほどの部分ですが下線部分の、意思の表明がなくとも配慮が必要なことを認識し得る場合と、意思の尊重については、国の差別解消法の合理的配慮には規定されていない部分です。この部分につきましては、障がいのある人から意思の表明がなくとも、周囲の人が何らかの配慮が必要だと気付いた場合も、合理的配慮が提供されるべきというご意見、それから合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある人の意向が尊重されるべきという考えから、この条例で上乘せしている部分になります。ただし、障

障がいのある人が合理的配慮を必要としていることを認識できない場合は、合理的配慮の提供の義務は発生いたしません。

またこの2つについては、差別解消法でも禁止されていますが、差別解消法では民間事業者に対する合理的配慮の不提供は努力義務とされているのに対して、市の条例では法的義務としております。法的義務とした理由といたしましては、過重な負担とならない場合という要件があるにもかかわらず、合理的配慮を努力義務とした場合に、障がいのある人の生きづらさの原因となっている誤解や偏見などをなくすための話し合いのテーブルに、民間事業者の方々が着かないことがないように法的義務としております。ただし、法的義務とした場合でも、民間事業者に対して条例に従うよう強制するというよりは、条例の基本理念である話し合いにより、相互理解を深めることで解決を図ることとしております。

次に1ページ目の6、未然防止策ですが、障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施と差別解消に向けた協議・提案などを行なう条例推進会議の設置を行うこととしております。次に7、事後対応ですが、残念ながら差別が行われたという場合のために、相談機関を設置します。相談機関は障がい福祉課と市内4カ所に設置しております基幹相談支援センターとなります。相談機関は相談を受けた場合、必要に応じて差別をされた側、したとされる側の間に入り、中立的な立場で調整を図ります。相談機関が十分な話し合いを行ったにもかかわらず調整が図れなかった場合には、助言・あっせんの申し立てを行うことができることとし、中立的な立場の調整委員会で助言・あっせんの必要性について審議を行います。さらに助言・あっせんに従わなかった場合には勧告、公表を行うこととしております。この条例は、くり返しになりますが、話し合いにより、相互の立場を理解することを基本理念としておりまして話し合いでは解決できないようなケースが生じた場合のため、助言・あっせん・勧告、公表を条例に盛り込むことで、実効性を確保することとしております。

なお、合理的配慮が法的義務とされる民間事業者に対する支援策として、相談機関は、何が差別にあたるかなど、差別に関するあらゆる相談に応じることとします。また助言・あっせんについては、差別を受けた方だけではなく、差別を行ったとされた事業者も申し立てをすることが可能です。勧告、公表につきましては、差別を行ったと認められる場合で、非常に悪質な場合に限り行います。また公表までに差別をしたとされる側の意見を聴く機会を3回設けており、手続きも慎重に行うこととしております。

次に8、自立・社会参加のための支援では、各分野において、市などが行なう支援を条例という形で条例化しております。具体的には新潟市立の学校や保育園において、国の要綱や指針では努力義務となっている個別の支援計画の作成について、義務としていること。また不特定多数の方が利用する建物の整備などを市が行う場合には、利用するであろう障がい者の意見の把握に努め、必要な配慮を行うことなどです。そのほかにも就労支援、居場所の確保、居住場所の確保、適切な説明、情報及び先ほどお話のありました意思疎通についても規定をしております。このようなものを市独自のものとして、条例の中に盛り込

んでおります。

次に資料の9、その他の特徴・解釈のうち、解釈の部分ですが、(1)につきましては、先ほど言いました「です・ます」調の条例としており、「です・ます」調は新潟市では2例目となります。(6)になりますが、この条例では、隣人や家族など、一般私人の関係における差別は対象とはしておりません。これは一般私人の行為や、個人の思想、言動については、条例に規制することは不適切と考えていることから対象とはしていないものです。また一般私人から差別があったという相談があった場合には、相談機関では対応し、必要に応じて他の適切な機関を紹介していきます。

(8) ですが、バリアフリー化の特定多数が利用する施設の環境整備については、合理的配慮とは分けて位置付けをしています。環境整備につきましては、新潟県福祉のまちづくり条例により、バリアフリー化などの整備を図っています。次に(9)罰金科料などの罰則は規定していないということです。これは罰則により差別を止めても、お互いの立場への理解は深まらない。話し合いを通じてという姿勢から、すべての人が暮らしやすい社会をつくるという視点に基づき、罰則は設けないことといたしました。

次に3ページになります。この条例の特徴をまとめた部分になりますが、重複する部分がありますので3の差別について、分野別に個別具体的に規定していることについて説明いたします。ここで資料の2-2をご覧ください。資料2-2は条文そのものになりますが、1枚めくっていただきまして、定義の(3)差別。ここで差別とはどういった行為を言うのか、より具体的に規定しておりますが、例えば(ア)は福祉サービスについて規定しています。ここに福祉サービスにおける次の行為が差別にあたるということで、(ア)から(ウ)まで規定しております。(ア)では、障がいがある人の意思に反して、入所施設における生活を強制すること。(イ)としまして障がいのない人に対しては付けられない条件を付けること、その他不利益な扱いをすること。それから(ウ)としまして、合理的配慮を行わないことというように、このように何が差別にあたるか、市民の方々に明確に示すため、福祉サービス分野、医療分野、教育分野といった9つの分野別に個別具体的な差別規定を設けております。

次に資料の2-3です。施行に向けた準備状況についてですが、条例はつくって終わりということではなく、これからがスタートであり、いかに広く市民の方々にご理解いただき、行動していただくかというのが重要になってきます。そこで1、条例周知の取組みにありますよう、ポスター、チラシを公共施設や商工会などを通じた事業者団体に約1万カ所配布するとともに、成人式やスペシャルオリンピックスなどのイベントで条例の周知を図りました。なお、別添1が周知用のチラシ、別添2が概要パンフレットになります。これらにつきましても、なるべく分かりやすくということで、作成段階のものを障がい者の方々に見てもらい、意見を取り入れながら作成いたしました。例えば隣人という言葉や、近所の人などの表現に変えております。

次に資料の2、市報掲載ですが、市報に条例公布にかかる記事や、障害者週間のPR記

事等を掲載してきましたが、昨日の3月27日号でも1面に大きく施行の記事を掲載いたしました。

次に3、障がい者習慣の取組みとしては12月3日に、市長と障がい当事者団体、約20名で条例周知の該当キャンペーンを新潟駅前で行いました。チラシとウェットティッシュのセットを1,500部配布しております。

次に4、内閣府モデル事業の開催ですが、11月と1月の2回、内閣府主催のモデル会議を開催いたしました。こちらにつきましては、差別解消法に規定する障害者差別解消支援地域協議会を新潟市でモデル的に立ち上げ、障がいを理由とした差別解消に向けた取組みについて協議いたしました。この国のモデル事業は今年度で終了しますが、来年度以降は条例に規定する条例推進会議、これは市の附属機関になりますが、ここに移行し、引き続き差別解消に向けた協議を行っていきます。また1月31日には内閣府、新潟市の主催でフォーラムを開催し、大勢の方に内容を紹介させていただきました。

次に5、その他ですが、12月6日に基幹相談支援センター職員を対象に、差別相談対応研修を実施いたしました。これは先行して相談職員を配置しております千葉県元相談員の方を講師に招き、実際に相談が寄せられた場合、どのように考え、どのように対応するかを説明していただきました。

次に1月29日の欄、2月10日の欄に記載しておりますが、事業者向け対応指針と新潟市職員向けの対応要領を作成しました。資料2-4が事業者向けの対応指針になります。新潟市の事業者が不利益な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に関し、適切に対応するための指針となりまして、その考え方や具体例を特に多く入れまして記載しております。ボリュームが非常に大きいので、これにつきましてはホームページに掲載し、今後、先ほど皆さまに説明いたしました。分かりやすいパンフレットを作成して、事業者の皆さまに詳しくはホームページを見ていただくような内容を添えたパンフレットによる周知を図っていきたく思っております。

それから資料2-5でございます。資料2-5は新潟市の職員向けの対応要領になります。これは新潟市の職員が不利益な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に関し、適切に対応するための要領となりまして、先ほどが民間事業者向けだったものに対して、こちらは市の職員版という形になります。

1ページ目を見ていただきますと、1ページ目の下段から2ページ目、第4条で監督者の責務として合理的配慮の提供を適切に行うよう指導することや、差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するよう定めております。また第5条では、職員が差別を行った場合、懲戒処分に処されることがある旨も記載しております。

また第7条では、職員への研修などを規定しておりますが、具体的にはすみません、同じ資料の最後の9ページをご覧ください。第7、研修体制ですが、ここではそれぞれの対象者に具体的な研修。誰がどの職員に研修していくかということの規定しております。このような研修体制で職員に周知を図っていきます。

次に資料が行ったり、来たりで申し訳ございませんが、資料2-3に戻りまして、3ページ、今後の取組みです。今後の取組みとしまして、現在逐条解説の作成と事業者向けのパンフレットの作成を行っております。また新年度以降、小学校や中学校で使われる福祉読本に条例に関する記載を追加する準備を進めております。今後学校の授業の中で、条例や合理的配慮について子どもが直接学ぶことができるようにしていきたいと考えております。また今度の土曜日になりますが、4月2日には万代、古町、食育・花育センターで街頭キャンペーンを行なうこととしております。条例施行に合わせ、街頭キャンペーンや相談機関、紛争解決機関である調整委員会、障がい者差別解消に向けた提案を行なう条例推進会議等を設置しています。

最後になりますが、4月7日には新潟市の新人職員の研修、それから4月15日には所属長を対象とした研修を行うこととしております。今後とも周知啓発に力を注いでいく予定をしております。説明は以上でございます。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。では委員の方々から質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。林先生、お願いします。

(林豊彦委員)

私、視覚障がい者の人たちと温泉に行く会というのをやっているのですが、国の法律ができてから10年経つにもかかわらず、レストラン、ホテルでの拒否が絶えないのです。つまり罰則規定がない法律というのは、本当に役に立たないのだなということを実感しております。例えば店屋さんですと、事業者は知っていても、たいてい窓口の人はアルバイトなのです。だからそういうところまで徹底しないと、入口で門前払いをくらいますので、そういうのを細かく今後やっていかなければいけない。例えばステッカーを配布するとか。私は京都・奈良・大学の学生さんたちとパンフレットを作ったのですが、お店さんに配るようなパンフレット。やはり一般のパンフレットを配っても、何か他人事でよく分からないと思うのです。例えば食品業界さんと何か作るとか、ホテル業界さんと何か作るとか、それを必ずアルバイトの人たちにも徹底させないとうまくいかない。

それから例えば、うちの店はそういう人を受け入れますよというのは、市長の顔入りのマークを貼り付けるとか、目に見える形で提案するような、具体的なものまでやっていただけるといいなと。今回も罰則はないのですけれども、相談所を設けたり、調整委員会等を設けて、かなり強力に法的義務に規定しておりますので、ただ強圧的になるというよりも、みんなで一緒にそういうものを広げて、分かりやすくやっていけるような施策を、みんなで一緒に考えて、それから各業界団体との協力しながら考えると、そういう細かな対策が必要になるのではないかというのが私の意見です。ありがとうございました。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。市民総ぐるみでということが重要だと思いますので、島崎先生、指名して恐縮ですが、ご意見ございましたら。あるいは今後の発展に向けて、施策の発展に向けてご意見がありましたら、お願いいたします。

(島崎敬子委員)

島崎です。新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例が、国の障害者差別解消法の施行と同時に、28年4月1日から施行されることに向けて、障がい福祉課をはじめ、市でも全庁的に、まず当事者の人たちの声を広く聞きながら、ともに条例をつかっていこうという検討会議を2年間積み重ねてきて、今日まで来たという、関係者の方々の取組みはやはり評価すべきだと思います。今課長さんからご説明ありましたが、国の障害者差別解消法の努力義務を越えて、法的義務としているということがやはり先見的で、そしてそれを本当に丁寧に、同じテーブルでいろいろな人たちが当事者と一緒に、または市や事業所と同じテーブルに着いて、一緒に考えていくという、罰則規定ということではなくて、法的義務をどう具現化していくのか、形にしていくかというところの工夫もされているし、そこを今、林委員がおっしゃったような形で、分かりやすく広めていくことが大事ではないかと思っております。また一つ付け加えるならば、今、地域包括ケア推進ということが、子どもから高齢者まで、障がいがあるなしにかかわらず、さまざまな状況にある人たちが生きやすい社会を、という方向にいく中で、共に生きるまちづくり条例がまさにそのことと一体化した形で、地域の中に、社会の中に理解されて動いていくという形に、タックを組んでいければ、本当にこれほど強いことはないと考えております。以上でございます。ありがとうございました。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。うれしいコメントをいただきました。ぜひご理解をいただきたいと思っております。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは次に議事に移りたいと思っております。引き続き、報告の3になります。障がい者グループホームの設置基準の緩和について。これも障がい福祉課から説明をよろしく願います。

(障がい福祉課長)

それでは障がい者の現行の福祉の緩和について、配布しました資料3により説明いたします。グループホームの職員配置や設備、運営につきましては、厚生労働省令を基本に、新潟市の基準を独自で条例化しております。この度の改正はグループホームの設置促進を目的とした本市独自の改正で、一定の条件を満たした場合には、入所施設等の敷地内にグループホームを設置できるよう改正するものです。まずは改正経緯からご説明させていただきます。

できます。

障がい者の住まいであるグループホームは、これまでこの条例により、入所施設の敷地内に設置することが認められておりませんでした。これは施設から地域へという、障がい福祉施設の方向性の中で、入所施設敷地内にグループホームが設置され、グループホーム入居者が日中も入所施設内の通所施設に通うようなことがあれば、入所施設との違いがなく、地域で生活していることにはならないのではないかとという考えから定められた国の基準を準用したものです。本市ではグループホームの設置促進のため、これまでも市単独の運営費の補助などを行ってきておりますが、まだまだ思うように進捗しておりません。その理由の一つに土地建物の確保の困難性というものもあります。一方入所施設は比較的広い敷地を有していることが多く、その敷地をグループホームに活用できれば、入所待機者の解消ですとか、重い方の住まいの確保を促進することができます。

また入所施設敷地内のグループホームは、重度の入居者にとっては、緊急時に入所施設からの応援体制が確保しやすいという利点もあることから、市民からの要望も多く、グループホームのニーズに応じた選択肢の一つに加えることができます。このことから、入所施設敷地内のグループホームの設置について、障がい者施策審議会及び障がい者地域自立支援協議会での議論や、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、所定の条件を満たす場合には認めることができるよう、今回条例を改正したものです。

その条件とは、資料の2、改正内容の部分になりますが、四角囲みの部分になります。グループホームと入所施設等が独立した建物であること。グループホームの入居者の地域や家族との交流機会が確保されること。グループホームの入居者が日中に活動を行う場所を、入居施設等と同一敷地内の事業所とすることを強要しないこと。グループホームの入居者の決定の際には、入所施設の入居者及び居宅で生活する重度障がい者を優先することとし、また入居者の意思を尊重すること、というのを条件としております。この条例の改正は、この4月1日から行われます。

資料を1枚めくっていただきまして、2ページ目は条文の新旧対照表になっております。後で見たいと思います。資料の3ページ目をご覧ください。市では条例改正案を作成するにあたり、施策審議会、自立支援協議会でご意見をいただいたほか、11月23日から12月22日までパブリックコメントを実施いたしました。その結果、6名から意見提出があり、5名は改正を進めてほしいという旨のご意見、1人は改正に反対のご意見でした。

4ページ目をご覧ください。反対意見は一番下になります。趣旨としましては、入所施設の敷地内設置は、障害者権利条約に反するといった内容でしたが、市としては障がい者の住まいのニーズは多様であり、この改正により選択肢が増えることとなることから、障害者権利条約等に抵触するものではないと考えております。なお、今後もこれまで同様、入所施設敷地外のグループホームの設置も促進していきます。また設置条件の一つとして、当初、グループホーム入居者は、入所施設の入所者または待機者を優先することとしてお

りましたが、寄せられたご意見の中で、自宅から通所施設に通う者にも、敷地内グループホームに入居する機会を与えてほしいというご意見があったことなどを踏まえ、グループホーム入居者は入所施設の入所者及び居宅で生活する重度の障がい者を優先することと改正しています。この改正により、グループホームのさまざまな改正、また設置の促進を図っていきたいと考えています。説明は以上です。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。障がいがある方々の地域での自立支援というのは、大変重要な施策でありますので、その重要な施策に向けて、このような設置基準の案を作っていたことは大変うれしいことではありますが、委員の方々いかがでしょうか。

私の方からよろしいでしょうか。先ほど、地域生活支援拠点に関する、説明のコメントが省略されたかと思いますが、このようなグループホームの設置基準の緩和が進むことによって、一方で地域における生活拠点の面的な整備になりますか、機能的な整備になりますか、そこはまた発展性があるかもしれないけれども、その辺の地域におけるまちづくり支援を整えていくことで、地域生活の拠点、地域生活支援拠点というものがどんなふうに展開していくのか、少しコメントをいただけたらうれしいのですが。

(障がい福祉課長)

今ほど委員長からもお話がありましたとおり、居住場所の確保というのは条例にも載せておりますが、あらゆる方法を使って居住場所を増やしていこうという話の中での改正になります。地域生活拠点というのは、計画の中で、27、28、29の3年間の中でモデル的にまずは1カ所作りましょうということになっていまして、これにつきましては、旧湊小学校後のグラウンドを利用しまして、グループホーム20人分、ショートステイ10人分、それから相談事業所も組み合わせた拠点をつくって、今後の方針を検討していこうという流れになっています。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。いかがでしょうか。関連してご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。それではこの議事については、ここで終わりにいたします。

次に報告の4に移ります。専門分科会での意見について。これにつきましては、各課の説明が終わりましてから、意見を伺いたいと思います。それでは事務局お願いいたします。

(こども未来課長)

こども未来課、小沢でございます。私からは、この度、児童福祉専門分科会の開催がございましたので、その報告をさせていただきます。新潟社会福祉審議会では、重要または

異例な事項を除き、専門分科会での決議はこれをもって審議会の決議としている。しかしながら、各分科会での審議記録等について、他の分科会委員の情報を共有すべきというような意見を、前年度の審議会ですべていただいています。そのため、専門分科会での議事については、全体会において、分科会所管課から説明させていただきたいと思っております。

この度児童福祉専門分科会については、2項目審査いただいております。まずは会長の選出で、前会長の退任に伴い、空席となりましたことから、会長の選出をしております。委員の互選により、鈴木昭委員から会長に就任いただきました。また児童福祉法の規定により、保育園を開設する場合にはご意見を伺うことになっており、この度保育園3園と地域型保育事業として7園、合計10園の認可申請がございましたことから、委員の皆さまからご意見をいただき、特に問題なしのご意見をいただいております。報告は以上でございます。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございました。では報告はこども未来課からの報告のみということによろしいですね。ただいまの説明につきまして、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それではこの議事についてはここで終わりにしたいと思います。以上で予定された議事が終わりましたけれども、少し時間があるように思いますので、全体を通しまして、委員の方々からご意見なり、ご要望がありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(高橋秀松委員)

高橋でございます。共に生きるまちづくり条例ということなのですけれども、まだまだ一般の市民の方は、こういう条例ができたというのは知らない部分が多いわけでございます。これをいかにこれから市民の方に知らしめるかという部分で、ここにいらしている方ではなくて、例えば商工会議所とかそういう所にぜひこういう条例ができたということで知らしめる方法、手段があってもいいのではないかと思うわけでございます。

(丸田秋男委員長)

そのような提案をいただきました。お願いします。

(障がい福祉課長)

ありがとうございます。商工会議所、それから中小企業同友会、それらの民間事業者の方の団体を通じて周知を図りたいと思っておりますし、またそのほかの形でも、とにかく事業者の方に多く知っていただけるような周知方法を考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

(丸田秋男委員長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(鷺山和雄委員)

少し条例の所に戻るのですけれども、今条例が求める主なもので、市に求められるものの中に、条例の理解を周知啓発することという義務条文があるのですけれども、これは結構重いことなのではないかなと、つまり条例の趣旨そのものを理解力が低い方、高齢者であるとか、認知症の方であるとか、いろいろな方に、障がいを持っている方に伝えることというのは、実は非常に難しいことなのです。ですからその辺をどうやって今後担保して周知していくのかということ是非常に大事なので、一気呵成にはなかなか難しいと思うのですけれども、ぜひいろいろな工夫をしていただいて、実現していただきたい。ご本人たちがこういう条例をやはり十分理解して、それを活用していただくという視点は、やはり非常に大事だと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つお願いがあるのですが、かなり専門性があるもの、それから幅広い領域に関わるものをある程度知っていないと対応できないような事例が結構増えると思うので、こういう包括の方、それぞれの基幹センターにおられる方は、専門性をぜひ磨いていただいて、かつそれをさまざまな形で研修してレベルアップをしていただくということが、やはり非常に大事で、ぜひその辺を、予算も十分確保してやっていただきたいと思います。それがないと、これは絵に描いた餅になってしまうのではないかというのは、少し心配です。ぜひお願いいたします。以上です。

(丸田秋男委員長)

ご意見としていただきました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは少し全体の時間が早いかもしれませんが、以上をもちまして全体会議を終了させていただきます。議事の進行にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

(司会)

丸田委員長、議事進行ありがとうございました。また委員の皆さま、ご審議ありがとうございました。最後になりますけれども、佐藤福祉部長よりご挨拶申し上げます。

(福祉部長)

福祉部長の佐藤でございます。本日は年度末のお忙しい中、社会福祉審議会全体会にご出席いただき、誠にありがとうございます。丸田委員長をはじめ、委員の皆さまには、日ごろより福祉行政へのご理解、ご協力をいただき、誠に感謝しております。

新潟市、4月から新年度にまた入るということで、予算の具体化をお認めいただいたところでございます。

新潟市の課題、これは日本全体の課題ということにもなるのですが、やはり少子超高齢社会ということで、特に人口減少というかつてない局面が始まっているということでございます。新潟市の人口につきましては、先日の国勢調査の速報値で、何とか 81 万は維持しているという状況でございます。前回の国勢調査のときに、国が出しているものに比べますと、かなり上振れということで、新潟市でやっている施策が多少なりとも寄与している部分もあるのかと思うのですが、いずれにしてもそういう状況に変わりはないということで、これからおそらく行政にとって、10 年、20 年、この問題が大きな課題として立ち上がってくると思っております。

そうした中で福祉行政では、高齢の方では地域包括ケアの推進ということ、それから少子化の安定要因では、こども子育て支援の充実ということが大きな課題になっております。それから本日お話しさせていただきました障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例に代表される障がい施策の充実といったこと、この3つがこの2～3年のわれわれの大きな施策の柱だと思っております。引き続きご理解、ご協力をいただければ幸いです。本日はありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。以上をもちまして新潟市社会福祉審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。